広島市障害者差別解消条例（仮称）素案

資料２

目次

前文

第１章　総則

第２章　障害を理由とする差別の禁止

第３章　障害を理由とする差別を解消する体制の整備

第１節　相談体制の整備等

第２節　紛争解決のための体制整備等

第３節　広島市障害者差別解消審議会

第４章　障害を理由とする差別を解消する施策

第５章　雑則

附則

前文　略

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、本市の責務並びに事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、相談及び紛争解決のための体制整備、障害及び障害者への理解促進その他の障害を理由とする差別を解消するための施策の基本的な事項を定めることにより、地域共生社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　障害者　身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）、難病による障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

⑵　社会的障壁　障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

⑶　不当な差別的取扱い　正当な理由なく、障害を理由として、障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすることをいう。

⑷　合理的配慮　障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じた社会的障壁の除去のための必要かつ適当な変更又は調整（社会通念上相当と認められる範囲を超える人的、物理的又は経済的な負担その他の過度な負担を生じるものを除く。）をいう。

⑸　事業者　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第２条第７号に規定する事業者のうち、その事業が本市の区域内において行われるものをいう。

（基本理念）

第３条　障害を理由とする差別の解消の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

⑴　全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。

⑵　全ての障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

⑶　全ての障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

⑷　全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

⑸　全ての障害者は、障害があることに加え、性別、年齢その他の複合的な原因により、より困難な状況に置かれている場合には、その状況に応じた適切な配慮が求められること。

⑹　何人も、不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないこと。

⑺　社会的障壁の除去のためには、合理的な配慮を行うことが促進される必要があること。

⑻　何人も、差別の多くが障害及び障害者に対する誤解、偏見その他理解の不足から生じていること、及び誰もが障害を有することとなる可能性があることを踏まえ、障害及び障害者に関する知識と理解を深める必要があること。

⑼　何人も、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決に当たっては、差別する側と差別される側とに分け、相手方を一方的に非難し、又は制裁を加えようとするものであってはならず、お互いの立場を踏まえた当事者間の建設的な対話による相互理解を基本とすること。

⑽　災害時において障害の特性に応じた適切な配慮がなされること。

（本市の責務）

第４条　本市は、前条の基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解の促進並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関し、必要な施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の役割）

第５条　事業者は、第３条の基本理念にのっとり、その事業を行うに当たっては、障害及び障害者に関する理解を深め、及び障害を理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に行うよう努めるとともに、本市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市民の役割）

第６条　市民は、第３条の基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深めるとともに、本市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第２章　障害を理由とする差別の禁止

（不当な差別的取扱いの禁止）

第７条　本市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たっては、不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

（合理的配慮の提供）

第８条　本市は、その事務又は事業を行うに当たっては、障害者又はその家族その他の関係者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

２　事業者は、その事業を行うに当たっては、障害者又はその家族その他の関係者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

第３章　障害を理由とする差別を解消する体制の整備

第１節　相談体制の整備等

（相談体制の整備）

第９条　本市は、障害を理由とする差別（不当な差別的取扱いをすること又は合理的配慮の提供をしないことをいう。以下同じ。）に関する相談に的確に応ずることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

（相談の実施）

第10条　何人も、本市に対し、障害を理由とする差別に関する相談を行うことができる。

２　本市は、障害を理由とする差別に関する相談を受けた場合には、その解消を図るため、必要に応じ、次に掲げる事項に関する措置を講ずるものとする。

⑴　当該相談に係る障害を理由とする差別の事実の有無の確認

⑵　法の趣旨及び内容に関する説明並びに合理的配慮の提供に係る事例その他の情報の提供

⑶　当該障害を理由とする差別の解消に係る助言及び調整

⑷　関係行政機関等への通報その他の措置

⑸　前各号に掲げるもののほか、当該障害を理由とする差別の解消を図るために必要な事項

第２節　紛争解決のための体制整備等

（助言又はあっせんの申立て等）

第11条　本市又は事業者を当事者とする前条第１項の規定による相談を行った次の各号に掲げる者は、同条第２項の規定による措置が講じられてもなおその解消が見込まれないと認めるときは、市長に対し、当該障害を理由とする差別に関する紛争の解決を図るために必要な助言又はあっせんを行うよう申し立てることができる。

⑴　本市の区域内に居住地、従業地又は通学地を有する障害者

⑵　前号に掲げる者に類する者として規則で定める者

⑶　前２号に掲げる者の家族その他の関係者

⑷　事業者

２　市長は、前項の規定による助言又はあっせんの申立て（以下「申立て」という。）があった場合は、当該申立てに係る事案（以下「紛争事案」という。）の事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

３　前項の規定にかかわらず、申立てが次の各号のいずれかに該当するときは、同項の調査を行わないものとする。

⑴　紛争事案の当事者である障害者の意に反することが明らかであるとき。

⑵　紛争事案が本市の区域の外で生じたものであるとき。

⑶　法令の規定により審査請求その他の不服申立てをすることができるとき。

⑷　同一の紛争事案について内容を同じくする申立てが既に行われているとき。

⑸　紛争事案について現に犯罪の捜査が行われていると認めるとき。

４　第２項の調査を受けた紛争事案の当事者その他の関係者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

（助言又はあっせん）

第12条　市長は、前条第２項の調査の結果、紛争事案の解決のために必要があると認められるときは、第15条に規定する広島市障害者差別解消審議会に諮問するものとする。

２　広島市障害者差別解消審議会は、前項の規定による諮問を受けた場合において、助言又はあっせんを行う必要があると認めるときは、助言又はあっせんの案を作成し、市長に答申するものとする。

３　前項の規定による答申があった場合、市長は、その趣旨を踏まえ、紛争事案に係る当事者その他の関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。

（勧告）

第13条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対して、紛争事案の解決に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

⑴　前条第３項の助言又はあっせんを行った場合において、紛争事案に係る事業者が、正当な理由なく、助言又はあっせんの案を受諾せず、又は受諾した助言又はあっせんの案に従わないとき。

⑵　紛争事案に係る事業者が、正当な理由なく、第11条第2項の調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

⑶　第11条第２項の調査に対し、紛争事案に係る事業者が虚偽の説明をし、又は虚偽の資料を提出したとき。

（公表等）

第14条　市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨並びに当該勧告を受けた事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）を公表することができる。

２　市長は、前項の規定による公表をしようとする場合には、あらかじめ、公表の対象となる事業者にその理由を通知し、規則で定めるところにより、意見を述べる機会を与えなければならない。

第３節　広島市障害者差別解消審議会

（広島市障害者差別解消審議会）

第15条　障害を理由とする差別に関する紛争の解決を図るため、広島市障害者差別解消審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、次に掲げる事務を行う。

⑴　第12条第１項の規定による諮問に応じ、当該諮問に係る事案について調査審議すること。

⑵　審議結果に基づき、助言又はあっせんの案を作成し、市長に答申すること。

⑶　前２号に掲げるもののほか、紛争事案の解決を図るために必要な事務

３　審議会は、委員５人以内で組織する。

４　委員は、紛争事案の解決に向けて公正中立な判断を行うことができ、かつ障害者の権利擁護について優れた識見を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

５　委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

６　市長は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

７　臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

８　審議会の臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

９　審議会の委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

10　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第４章　障害を理由とする差別を解消する施策

（障害及び障害者に関する理解の促進）

第16条　本市は、障害及び障害者に関する市民及び事業者の理解と関心を深めるため、次に掲げる取組の推進を図るものとする。

⑴　障害及び障害者に関する広報及び啓発活動

⑵　障害及び障害者に関する理解と関心を深めるために必要な情報の収集・整理及び提供

⑶　障害及び障害者に関する理解と関心を深めるための活動及び交流の促進

⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める取組

（情報保障及び意思疎通支援）

第17条　本市は、障害者が円滑に情報を取得及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、点字、文字表示、わかりやすい表現、絵図の提示その他の障害の特性に応じた意思疎通手段による情報提供及びその普及・啓発に必要な施策を講じるものとする。

２　本市は、手話が独自の体系を有する言語であるとの認識に基づいて、その普及及び啓発のために必要な施策を講じるものとする。

（災害時の支援）

第18条　本市は、災害発生時において、障害の特性に応じた意思疎通手段による情報提供を行うとともに、障害者の安全を確保するために必要な支援や環境整備を行うものとする。

（表彰）

第19条　市長は、障害を理由とする差別を解消するための取組に関し、顕著な功績があると認められる者を表彰することができる。

第５章　雑則

（委任）

第20条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

（施行期日）

１　この条例は、令和　年　月　日から施行する。

（検討）

２　市長は、この条例の施行後、社会情勢等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。